

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第98号 指定管理者の指定について

議案第99号 指定管理者の指定について

以上2議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第98号 指定管理者の指定についての審査におきまして、委員中から、周東川越ライスセンターについて、その利用状況及び事故等が起こった場合の責任の所在について質疑があり、当局から、「本施設においては、共同利用による米の乾燥調製作業を行っており、その稼働実績は、平成30年度が393俵、29年度が311俵、28年度が462俵となっている。また、事故等が起こった場合、指定管理者と市の責任の所在については、事故等の発生原因により異なってくるので、一概に答えることは難しい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「本施設の性格から、市の施設として運営しなければならない必要性は低いと考える。施設の払い下げや無償提供なども含め、このような視点で検証した経緯はあるのか」との質疑があり、当局から、「現時点では施設の払い下げ等について検討したことはないが、今後はそういったことも検討していきたいと考える」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。